

議 事 録

会 議 の 名 称	第1回三田市まちづくり基本条例検証委員会
開 催 の 日 時	令和4年7月29日（金）15時30分～17時00分
開 催 の 場 所	三田市役所本庁舎3階302会議室
出席した委員の氏名	中瀬委員長、赤澤副委員長、味岡委員、足立委員、奥田委員、長岡委員、長谷川委員（清水委員は欠席）
出席した庶務職員の職及び氏名	西田総合政策部長、田中政策調整室長、山谷政策課長、大槻政策課事務職員
その他出席者	なし
傍聴者の人数	0人
議 題	(1) 会議録の取扱いについて (2) 三田市まちづくり基本条例の検証について
会 議 の 概 要 (結 論)	(1) 会議録の取扱いについて確認した。 (2) 三田市まちづくり基本条例の概要及び同条例の検証の進め方等について確認した。
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	次第 資料1 会議録の取扱いについて 資料2 三田市まちづくり基本条例の概要について 資料3 三田市まちづくり基本条例検証シート 資料A 委員名簿 資料B 三田市まちづくり基本条例（解説付） 資料C 三田市まちづくり基本条例検証委員会規則 資料D 伸び行く三田 平成24年7月15日号 まちづくり基本条例特集
連 絡 先	総合政策部 政策調整室 政策課 電話 (079) 559 - 5038 内線 (2240)

1 開会

- ・ 田中室長の司会により開会、配布資料の確認等
- ・ 濱田副市長から開会あいさつ

2 委員紹介

- ・ 田中室長より配布による委嘱状の案内と、名簿順に各委員の紹介

3 委員長・副委員長の選出

- ・ 事務局より委員長に中瀬委員、副委員長に赤澤委員を提案（委員一同、了承）

4 議事

- ・ 三田市まちづくり基本条例検証委員会規則第3条第1項の規定により委員長が議事を進行

(1) 会議録の取扱いについて

<事務局から資料1に基づき説明>

委員長：発言者名の記載について、市の慣例では「委員長」、「副委員長」、「委員」と表記していると説明があったが、皆様の意見を伺いたい。

委員：発言者名を公表したからと言って自由闊達な議論ができないとは考えられない。公表しても構わないと考える。会議を公開で行い傍聴を認める以上、記録に残さない意味はないと考える。

委員：本日が第1回目の会議であり、現時点ではどのような形で公表されるのか分からない状態であることから、個人的な意見としては、発言者名の公表は控えていただきたいと思う。

副委員長：参考までに、自身が委員長を務める三田市市政への市民参加推進委員会では、学識委員は別として、実際は定かではないものの、市民委員にとっては発言者名を公表されると発言しにくい、あるいは、そもそも市民委員に応募しづらくなることの懸念を配慮している。そうした考えから、同委員会では発言者名の公表を控えている。

委員長：挙手により決定したい。

⇒発言者名を公表することに、賛成の委員2人、反対の委員5人

委員長：発言者名の記載については、「委員長」、「副委員長」、「委員」と表記することとする。

(2) 三田市まちづくり基本条例の検証について

<事務局から資料2に基づき説明>

委員：質問・疑問等の事前受付の方法を確認したい。

事務局：本日の会議終了後、直ちに電子メールで様式を送付させていただく。

委員長：もしも事前に提出されなかった場合はどうなるのか。

事務局：提出がなくても会議当日に発言いただくことに何ら制限はない。事前受付や回答の趣意は、質問や疑問などあらかじめ整理できる事項を調整することにより、委員間の共通理解を深めたいことにある。

委員長：昨年度の総合計画審議会の審議の際にもこの手法を用いた。その際は、結果として議論が進み闊達な意見交換ができたと思う。義務ではないが協力願いたい。

委員：質問に対する市における回答の作成方法を確認したい。

事務局：事務局で一旦受け付けた後、所管課に回答作成を求める。その回答を事務局でとりまとめ、会議の開催前に電子メールにより送付させていただく。

委員長：委員の皆様には、質問や疑問など気付かれた点に関し、遠慮なく提出していただきたい。

<事務局から資料3に基づき説明>

委員：委員就任時に5年前の検証報告書をいただいた。今回の審議は、この5年間で何が継続して行われ、何がこの5年間で進んだのか、あるいは、5年前に示された今後の方向性がこの5年間でどれだけ進んだのかなど、5年前の検証報告書と比較しながら確認する必要があると思う。5年前の検証報告書が全委員に配布されているのか確認したい。もし配布されていないのであれば配布すべきだと思う。

事務局：本日の会議終了後に質問・疑問等の提出様式を送付させていただくので、それと合わせて5年前の検証報告書を送付していただきたい。

委員長：11 ページ、第 30 条（人材育成）に記載のある「研修の実施状況」のうち、「自己研鑽の一環として、R2.8 月に資格取得助成制度を設けた。」ことに関し、5 年前の検証時に議論したことを思い出した。この記載は、その議論の結果を踏まえ取り込まれたと認識している。そうした視点で意見を出し合い議論を重ねたいと思っている。

事務局：ただ今、委員長から今後の議論の一例として、5 年前の検証時の「人材育成」に係る議論を示されたが、これをモデルとして、委員の皆様から多角的な見地に基づくたくさんの意見を拝聴させていただきたい。市としては、この 5 年間の取り組みを様々な角度から意見を頂戴することによって、今後 5 年間に向けた取り組みの足掛かりに繋がっていくものと考えている。

また、資料 3 に記載の取組内容は、あくまでも主なものを挙げたにすぎず、これ以外の施策や事業に関する質問や意見、資料の要望も申し付けていただきたい。

副委員長：2 点確認したい。1 点目は、5 年前にも議論されたかも知れないが、「市民」の扱いについてである。自身が参画する三田市市政への市民参加推進委員会でも議論になったが、「市民」は一般市民という、いわゆる住民のニュアンスなのか、それとも、最近では「協働のパートナー」としての民間事業者や個人・団体といった方々も含め、総力戦でまちづくりを進めることが一般的になってきていると思う。今回の検証では対象外の条文ではあるが、この条例第 2 条第 1 号では「市民」の定義として、「市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。」と定義されている。しかしながら、第 7 条第 1 項では、まず第 1 号で「まちづくりの主体者である市民は、課題の解決に向けて自ら行動します。」、続く第 2 号では「市民個人で解決することができない課題は、自治組織やボランティア組織等が取り組みます。」と規定されており、ここでは事業者の関わりが消え、居住に重きを置くような形となっており、表現として対象が狭くなっているように感じる。そうした点が、市政への市民参加条例においても「市民」の定義として、例えば、資料 3 の 7 ページ、第 17 条（附属機関への市民参加）にある「市民委員」の範囲として、市内の団体や企業から参画される委員を含まないなど、居住者のみを対象としているように見受けられ、10 年前の条例策定時とは相当進化しており、みんなでまちづくりを進めようとする状況下では、「市民委員」の考え方など整理した方が良いように感じている。

2 点目は、資料 3 の 10 ページ、第 28 条（総合計画）の規定のとおり、総合計画については明記されているが、地域計画の位置付けはどうなっているのか確認したい。まちづくり協議会が策定する地域計画は、総合計画に接続し、団体自治と住民自治とを合わせようとするのが協働のまちづくりを進めるうえでの一つの考え方であると思う。確認する限り、地域計画はこの条例でははっきりと位置付けられていないが、こうした点を議論しても良いように感じており、状況を確認させていただきたい。

事務局：次回以降の審議において議論を深めていただければと思うが、現時点で回答させていただくと、1 点目の「市民」の扱いについては、条例そのものよりも解釈において大きく変わってきていると認識している。こうした点については、委員会での議論を踏まえ、しっかりとした解釈を根付かせたいと考えている。

また、2 点目の地域計画の位置付けについては、昨年度までの第 4 次総合計画では条例化に向けた検討を打ち出しており、また、今年度からスタートした第 5 次総合計画にお

いても具体的に位置付けている。第5次総合計画の計画期間である今後10年間において、具現化していく必要があると考えている。

委員：先ほどの議論において、5年前の検証報告書が配布されることとなった。5年前の検証時の議論やその後の取り組みの経緯等が分かれば審議しやすいと思うので、可能な限り資料の提供をお願いしたい。

次に、この5年を振り返ると、新型コロナウイルス感染症を含めかなり状況は変わってきていると思われる。また、資料3の16ページ、第47条（他の自治体等との連携・協力）について、このほど三田市民病院と済生会兵庫県病院との再編統合が発表された。ここでいう「自治体等」の「等」には、こうした官民の連携によるものも含まれると思うが、主な取組内容にはこうした内容は挙げられていない。医療圏を超えた先駆的な事例の一つであり、これを含めるとすれば、これまでより解釈を広める必要が生じてくるが、この委員会ではそうした議論を行うことが可能なか確認したい。

事務局：資料については、可能な限り提供させていただきたい。

また、2点目の質問については、この例を含め、意見を契機として、解釈を改めるべき、あるいは条例を改正すべきなど、議論を深めていただきたいと考えている。

先ほども申しあげたとおり、資料3に記載の取組内容は、あくまでも主なものを挙げたにすぎず、例えば、「〇〇の取り組みが欠けているので、〇〇の観点から〇〇すべきだ」などの意見は是非拝聴させていただきたい。また、この条例は、言うなれば包括的な条例であり、その点においては条例改正には至らないまでも、施行後10年の経過に伴い、取り巻く情勢の変化等もあり、解釈や運用も変わってくると思われる。そうしたことから、「〇〇の視点でもっと取り組みを推進すべき」、あるいは「〇〇の観点から〇〇に解釈や運用を改善すべき」など、多角的な視点から様々な意見を拝聴させていただきたい。自由闊達な議論をお願いしたい。

委員：この委員会の目的は、この条例に沿ってきっちりと取り組みが行われているのか確認することなのか、それとも条文にある問題を見つけることなのか、再度確認したい。

事務局：条例に明記するこの委員会の担当事務は、条例の施行状況を検証することであり、ご質問に照らせば、第一義的には条例に基づききっちりと取り組みが行われているのか確認することであり、その確認の結果に応じ、条例改正の必要性にまで議論が及ぶ可能性があると思っていただきたい。

委員：この条例自体が基本的で定性的な条文で構成されており、目標値等があるわけでもなく、取り組みが適正であるか否かの判断は個人によって異なると思われるが、その点はどうか考えればいいのか。

事務局：一つの目安として5年前の検証報告書との比較を判断材料としていただきたい。そのほか、この5年間の時勢の変化等も判断に加えていただきたいと考えている。なお、必要な資料があれば申し出ていただきたい。

委員長：本日の会議はこれで終了する。

5 閉会

- ・次回は、8月23日（火）15時30分から開催する。
- ・次々回は、9月2日（金）15時30分から開催する。